

設立総会 議案書
第1回総会 議案書

平成27年7月29日（水）

岐阜市信長公450プロジェクト実行委員会

目 次

【設立総会】

1 議 事

第 1 号議案 岐阜市信長公 4 5 0 プロジェクト実行委員会規約（案）及び
岐阜市信長公 4 5 0 プロジェクト実行委員会事務規程（案）
について

第 2 号議案 役員等の選任について

【第 1 回総会】

第 3 号議案 平成 27 年度事業計画（案）について

設立総会 第1号議案

岐阜市信長公450プロジェクト実行委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、岐阜市信長公450プロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、2年後の2017年に、織田信長公が1567年当地に入城し、地名を岐阜に改名してから450年の節目の年を迎えるにあたり、周年事業を実施することにより、「信長公のまち岐阜市」の都市ブランドを広く国内外に発信し、観光誘客、地域活性化を図り、さらには、将来にわたり持続的な観光振興に繋げることを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 記念事業等の企画、実施、運営等に関すること
- (2) 信長公のブランド化に関すること
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

（構成）

第4条 実行委員会は、第2条の目的に賛同する自治体、経済団体、文化・観光関連団体等（以下「団体等」という。）をもって構成し、その団体等に所属する者をもって委員とする。

- 2 前項の構成団体等による委員のほか、オブザーバー会員として実行委員会に加盟することができる。
- 3 新たに実行委員会に加盟しようとする団体等は、実行委員会の承認を得なければならない。
- 4 実行委員会を退会しようとするときは、実行委員会に届け出なければならない。

（役員）

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、岐阜市副市長をもってこれに充てる。

- 3 副会長は、岐阜商工会議所副会頭をもってこれに充てる。
- 4 監事は、会長が委嘱する。

(職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

(任期)

第7条 役員及び委員の任期は、実行委員会の解散の日までとする。ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

(顧問等)

第8条 実行委員会に、名誉会長並びに名誉顧問、顧問及び特別顧問（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

- 2 名誉会長は、岐阜市長をもってこれに充てる。
- 3 顧問は、岐阜市議会議長及び岐阜商工会議所会頭をもってこれに充てる。
- 4 名誉顧問及び特別顧問は、会長が委嘱する。

(総会等)

第9条 実行委員会の総会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること
 - (3) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (4) 実行委員会への加盟に関すること
 - (5) その他実行委員会の運営及び目的達成に必要な事項
- 3 総会は、会長、副会長、委員及び監事（以下「委員等」という。）をもって構成する。
- 4 名誉会長、顧問等及びオブザーバー会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 議長は、特に必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議決等)

第10条 総会は、委員等の過半数をもって成立し、議事は出席した委員等の過半数で

これを決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前項の適用については総会に出席したものとみなす。

(専決処分等)

第11条 会長は、総会を招集する暇がないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを総会に報告し、その同意を求めなければならない。

(総会の公開)

第12条 総会は原則公開とする。ただし、出席した委員等の3分の2以上が認めたときは、公開しないことができる。

(幹事会)

第13条 実行委員会の円滑な運営を図るため、実行委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、実行委員会を構成する団体等に属する者をもって構成する。
- 3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、幹事長には岐阜市企画部長を、副幹事長には岐阜商工会議所事務局長をもってこれに充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会は、第3条の事業の執行に必要な事項を協議し処理する。

(部会等)

第14条 第3条の事業の具体的な推進を図るため、幹事会に部会等を置くことができる。

- 2 部会等の設置、構成員及び所掌事務については、幹事長の専決処分とする。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するために、事務局を岐阜市企画部政策調整課内に置く。

- 2 事務局には、事務局長を置き、岐阜市企画部長をもってこれに充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計等)

第16条 実行委員会の経費は、負担金、協賛金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

3 会計年度末において余剰金が生じた場合は、翌年度に繰り越すことができる。ただし、解散時においては、負担金の割合によって還付することとする。

(報酬及び費用弁償)

第17条 総会の出席に際して、委員等への報酬及び費用弁償は支給しないものとする。ただし、監事及び名誉顧問、特別顧問については、必要に応じ支払うことができる。

(解散)

第18条 実行委員会は、第2条の目的を達したときは、総会の議決により解散する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成27年 月 日から施行する。

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第16条第2項の規定にかかわらず、実行委員会の設立の日からとする。

構成団体名簿

【実行委員会】

岐阜市	岐阜県
岐阜商工会議所	(公社) 岐阜青年会議所
(一社) 岐阜県観光連盟	(公財) 岐阜観光コンベンション協会
(公財) 岐阜県バス協会	岐阜県タクシー協会
岐阜市旅館ホテル協同組合	岐阜長良川温泉旅館協同組合
岐阜ホテル会	(協) 岐阜市土産品協会
岐阜市商店街振興組合連合会	岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会
ぎふ農業協同組合	岐阜市自治会連絡協議会
(公社) 岐阜県交響楽団	長良川薪能実行委員会
(公財) 岐阜市教育文化振興事業団	(一社) 岐阜市にぎわいまち公社
名古屋鉄道株式会社	岐阜乗合自動車(株)
近畿日本ツーリスト(株)岐阜支店	(株)農協観光岐阜支店
(株)JTB中部岐阜支店	名鉄観光サービス(株)岐阜支店
岐阜バス観光(株)	(株)日本旅行岐阜支店
ショーワトラベルサービス	

【オブザーバー会員】

国土交通省中部運輸局	朝日大学
大垣女子短期大学	岐阜大学
岐阜経済大学	岐阜工業高等専門学校
岐阜聖徳学園大学	岐阜女子大学
岐阜市立女子短期大学	岐阜薬科大学
中部学院大学	

岐阜市信長公450プロジェクト実行委員会事務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、信長公450プロジェクト実行委員会規約に基づき、事務及び財務等に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 事務局は、岐阜市信長公450プロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）に関する事務を処理する。

（職員及び職務）

第3条 事務局に、事務局長、副事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、岐阜市企画部長をもって、副事務局長は、岐阜市企画部政策調整課長をもってこれに充てる。
- 3 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。
- 4 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 事務局員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（専決）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項について会長に代わって決裁（以下「専決」という。）することができる。

- (1) 総会並びに幹事会の開催に関する事
 - (2) 事業計画に基づく事業の実施に関する事
 - (3) 収支予算に基づく予算の執行に関する事
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、これに類すると認められる事項に関する事
- 2 事務局長は、必要があると認められるものについては、その専決した事項を遅滞なく会長に報告しなければならない。
- 3 副事務局長は、部会等に関する事務を専決することができる。

（文書保存等）

第5条 文書の発信者名は、原則会長名を用いるものとする。ただし、軽易な文書については、事務局長名を用いることができる。

- 2 決裁文書等の保存期間は、5年間とする。
- 3 文章等の公開については、岐阜市情報公開条例に準じて行うものとする。

(公印の名称等)

第6条 実行委員会の公印は、別表1のとおりとする。

- 2 前項に定める公印の保管は、事務局長が行う。
- 3 公印は、特に必要があると認める場合は、印影を印刷して押印にかえることができる。

(予算)

第7条 会長は、毎会計年度予算を調整し、実行委員会の総会を経なければならない。

- 2 会長は、実行委員会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調整し、実行委員会の総会を経なければならない。

(予算の執行等)

第8条 予算の執行については、この規程に定めるもののほか、岐阜市の財務に関する規則等に準じて行うものとする。

- 2 収入支出予算の款項の区分並びに目及び収入予算に係る節の区分は、毎会計年度収入支出予算の定めるところにより、支出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則別記に規定する歳出予算に係る節の区分に準ずるものとする。
- 3 会長は、予算の執行上、必要と認められる事項については、予算に定める支出予算の各項の経費の金額の流用又は目若しくは節間の経費の金額を流用することができる。
- 4 予算の執行に係る事務決裁等は、岐阜市企画部総合政策課長並びに課長が指名する職員に合議するものとする。

(収入事務)

第9条 会長は、収入を徴収しようとするとき又は実行委員会の収入額が決定し、徴収又は収入を要するものがあるときは、金額、相手方及びその事由を明らかにした収入金調書を作成の上受入手続を行い、相手先に対して債務の履行を請求するものとする。

- 2 収納は、金融機関等への振込によるものとする。
- 3 会長は、前項の規定にかかわらず、業務上必要と認めた場合には、現金収納その他の方法により収納することができる。この場合において、遅滞なく金融機関に預け入れなければならない。
- 4 会長は、金銭を収納した場合には、領収書を発行しなければならない。ただし、金融機関等の振込により入金された場合には、領収書の発行を省略することができる。

(資金前渡)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、事務局員をして現金支払をさせるための資金前渡をすることができる。

- 2 前項の資金前渡を受けた職員（以下「資金前渡職員」という。）は、現金払いをしようとするときは、債権者から領収書を徴して行わなければならない。ただし、領収書を徴し難いものについては、債権者その他の者の発行する支払を証明する書類をもってこれに代えることができる。
- 3 資金前渡職員は、特別の事由がある場合を除き、当該資金の支払完了後7日以内に資金前渡精算書を作成し、証拠書類を添えて、事務局長に報告しなければならない。

(契約の手続き等)

第11条 契約の手続き等については、この規程に定めるもののほか、岐阜市の契約に関する規則等に準じて行うものとする。

- 2 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合は、指名競争入札によるものとする。ただし、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号。以下「市契約規則」という。）第28条で定める額を超えない契約については、随意契約によることができる。
- 3 会長は、前項ただし書の規定により、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1人の者と随意契約をすることができる。
 - (1) 予定価格が7万円未満のとき
 - (2) 緊急の必要があり、見積り合わせをする余裕がないとき
 - (3) 契約の性質又は目的が指名競争入札に適しないものをするとき
- 4 前項第2号及び第3号による場合は、案件ごとに、その理由書を添付しなければならない。
- 5 会長は、契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約金額その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約金額が50万円以下の契約のときは、これを省略することができる。
- 6 前項ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合で、契約金額が20万円を超えるときは、契約の適正な履行を確保するための請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(出納及び現金の保管)

第12条 事務局に現金出納員並びに現金取扱員を置く。

- 2 現金出納員は、副事務局長が併任し、現金取扱員は、事務局員が併任する。
- 3 現金出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
 - (1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

- 4 現金は、会長名義により金融機関に預金して保管し、その通帳は、岐阜市企画部総合政策課長が管理を行うものとする。

(様式)

第13条 事務決裁並びに予算執行に係る様式は、別表2のとおりとする。

(決算)

第14条 会長は、会計年度終了後2月以内に決算を調整しなければならない。

- 2 会長は、決算を監事の監査に付した後、委員会の総会を経なければならない。

(物品)

第15条 物品は、次の区分により調達し、及び管理する。

- (1) 備品 その性質又は形状を変化することなく概ね1年以上にわたって使用に耐える物品をいう。ただし、次に掲げる物品は、消耗品とする。

ア 取得単価（生産又は寄附に係る物その他の取得単価のない物品については評価額）が2万円未満の物品。ただし、保存の必要がある物品については、この限りでない。

イ 美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器その他の破損しやすい物品

ウ 記念品、報奨品その他の報償用物品

- (2) 消耗品 1回又は短期間の使用により消費される性質の物、1回又は短期間の使用によりその形状が消耗し、又は損傷することにより再度の使用に供し得なくなる物その他の備品以外の物品をいう。

- 2 会長は、物品の調達、管理、処分等の物品取扱手続を適正かつ円滑に処理できるよう、物品の受払いについては物品出納簿を設け、その受払状況を明らかにしなければならない。

- 3 会長は、備品は良好な状態で保管し、受払いの際はその都度備品台帳に登載しなければならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年 月 日から施行する。

別表1（第6条関係）

公印の種類	書体	寸法	印材	個数
岐阜市信長公450プロジェクト ト実行委員会会長之印	古印体	25ミリ方メートル	ゴム印	1
岐阜市信長公450プロジェクト ト実行委員会事務局長之印	古印体	25ミリ方メートル	ゴム印	1

別表2（第13条関係）

起案用紙	様式第1号
収入金調書	様式第2号
支出負担行為書	様式第3号
支出命令書	様式第4号
支出負担行為書兼支出命令書	様式第5号
資金前渡精算書	様式第6号

設立総会 第2号議案

役員等の選任について

1 役員

(1) 監事 2名

2 顧問

(1) 名誉顧問

(2) 特別顧問

第1回総会 第3号議案

平成27年度事業計画（案）について

1 周年事業実施計画の策定

平成29年に、実行委員会として実施する周年事業（メイン事業、記念事業、タイアップ事業）、平成28年度に実施するイベントなどの実施計画を策定する。

2 誘客・プロモーションに係る実施計画の策定、情報発信

周年事業の告知も含め、信長公を岐阜市の都市ブランドとして認知度向上を図るため、誘客・プロモーション計画を策定し、積極的な情報発信に取り組む。

※構成団体の協力

- ・名刺・メール署名欄の活用
- ・市外事業所での幟旗等の掲示

また、下記事業について岐阜市（事務局）において先行実施する。

- ・専用ホームページの開設
- ・プロモーションDVDの作成
- ・ロゴ、キャッチフレーズの作成
- ・幟旗、啓発グッズ、ポスター等の作成

3 資金計画の策定等

平成28年度、29年度に実施する事業等における資金計画を策定するとともに、負担金や協賛金の調整を図る。

4 協賛事業や冠事業などの調整

平成29年に他団体が実施する協賛事業や冠事業などの要領を固め、募集、スケジュール調整などを行う。

5 幹事会等の開催

上記事業を実施するために、幹事会及び部会を開催し、12月ごろ開催予定の第2回総会までに、各種案を策定する。

6 スケジュール

	平成27年 (2015)						平成28年 (2016)			
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4~12
(岐阜市)				●信長まつり	●信長学フォーラム	●予算査定			●予算議会	
実行委員会	●設立	←	幹事会	・	部会	→	●計画 (案) 承認		●幹事会	●総会 ←プレ イベント→
広報関係	●プロモーション (周年告知)									
			●HP開設			●ポスター完成	●DVD完成			
					●ロゴ発表	●ロゴ順次使用開始				
事業募集等	提案・協賛事業募集→									
			←		冠事業の募集	・	決定		→	

7 その他

(1) 平成27年度収支予算について

今年度は、実施計画等の策定が主な事業となるため、現時点において実行委員会の予算は調整しないが、今後調整が必要な場合は、改めて議案として上程する。

なお、当面必要な事務経費については、事務局として岐阜市の予算の範囲内で対応する。